

「住民モニター制度」に関する議会基本条例条文

* 栗山町議会基本条例(平18.5.18公布・施行/平20.4.1改正)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

7 議会は、議会モニターを設置し、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるものとする。

第13条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、議会モニターを設置するものとする。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。⇒「[栗山町議会モニター設置要綱](#)」

(類似条文) 大刀洗町議会基本条例(平25.12.24公布・平26.4.1施行) 第4条

* 北名古屋市議会基本条例(平19.12.21公布・平20.7.1施行)

第6条 議会は、市民の意見を広く聴取し、市議会活動及び委員会活動並びの議員活動に反映させるため、市議会モニター制度を設けることができる。

2 市議会モニターについては、別に定める。⇒「[北名古屋市議会モニター設置要綱](#)」

(類似条文) 防府市議会基本条例(平22.12.8公布・平23.4.1施行) 第20条

戸田市議会基本条例(平24.2.6公布・施行) 第10条 ⇒「[戸田市議会モニター設置要綱](#)」

* 御船町議会基本条例(平22.3.12公布・平22.4.1施行)

第15条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、町民から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させる議会モニターを設置する。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。⇒「[御船町議会モニター設置要綱](#)」

(類似条文) 中能登町議会基本条例(平26.3.20公布・施行) 第16条

* 養父市議会基本条例(平22.3.26公布・平22.4.1施行)

第6条 議会は、情報の公開に努め、市民に対して、説明責任を十分に果たすとともに、市民との協働により議会運営の充実に努めます。

6 議会は、議会運営及び活動に対する提言等を求めるため、市民から選ばれた議会モニターを設置し、議会運営に反映するよう努めます。

* 佐伯市議会基本条例(平22.9.30公布・平22.10.1施行)

第7条 議会は、市民を構成員とする議会モニターを設置するものとする。

2 常任委員会、特別委員会及び議員運営委員会(以下これらを「委員会」という。)は、重要な議案等を審査する場合において必要と認めるときは、当該議案等に対する議会モニターの意見を聴取するものとする。

3 議会は、議会モニターから議会の運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会活動の改善に努めるものとする。この場合において、委員会は、必要に応じ当該委員会における審査の過程等の説明を行うものとする。

4 議会モニターの運営に関しては、議長が別に定める。⇒「[佐伯市議会モニター設置要綱](#)」

* 登米市議会基本条例(平23.12.22公布・平24.4.1施行)

第8条 議会は、議会運営に関する市民の意見を広く聴取し、議会運営に反映させるため、必要に応じ議会モニター制度を設置することができる。

2 前項の議会モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。⇒「[登米市議会モニター設置要綱](#)」

(類似条文) 白石市議会基本条例(平26.12.17公布・施行) 第10条 /-2

* 芽室町議会基本条例(平25.3.26公布・平25.4.1施行)

第24条 議会は、町民の信頼を高めるため、不断の改革及び活性化に努めます。

5 議会は、議会モニター及び議会サポーターを設置し、提言その他の意見を聴取するとともに、議会運営に反映します。

* 出雲崎町議会基本条例(平25.3.18公布・平25.7.1施行)

第7条 議会は、町民から議会運営に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させるため、議会モニターを設置する。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

* 滝沢市議会基本条例(平25.12.13公布・平26.1.1施行)

第22条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営を推進するため、議会モニターを設置する。

2 議会モニターは、議会に対し議会運営に関する意見や改善提言等を行うものとする。

3 議会は、議会モニターから聴取した意見や改善提言等を議会運営に反映させるよう努めるものとする。

4 議会モニターの氏名は公開を原則とし、その活動は原則として無償とする。

5 議会モニターに関し必要な事項は、別に定める。⇒「[滝沢市議会モニター設置要綱](#)」